

鎌倉市図書館雑誌スポンサー制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、鎌倉市広告掲載要綱（平成24年7月27日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌及び雑誌架に広告を掲載することで、新たな財源を確保し、鎌倉市の図書館（以下「図書館」という。）の雑誌資料を確保し、もって図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 広告を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）は、鎌倉市中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館または玉縄図書館のうちいずれかの図書館（以下「提供先図書館」という。）に提供する雑誌の最新号のカバー及び雑誌架等に広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供するものとする。

(申込み)

第4条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が作成した雑誌リストから提供する雑誌及び提供先図書館を選定し、鎌倉市図書館広告掲載申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、次の書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

(1) 掲載希望の広告（案）

(2) 雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類

2 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、抽選とする。

3 雑誌スポンサーに申込みできる者は、企業・商店・団体等とし、個人は対象外とする。

4 雑誌スポンサーになろうとする者が、雑誌リストに掲載以外の雑誌の提供を希望する場合は、教育委員会が図書館資料として適当と認めたものに限り提供ができるものとする。

(雑誌スポンサー及び広告内容の決定及び取消し)

第5条 教育委員会は、前条の申込みを受けた場合には、要綱第4条及び鎌倉市広告掲載基準（平成24年7月27日施行）に基づき、雑誌スポンサー及び広告内容を決定するものとする。この場合、要綱第4条第2項第14号中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

2 前項に基づく決定の通知は、鎌倉市図書館広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 教育委員会は、雑誌スポンサー及び広告内容が第1項にふさわしくないと判断するに至った場合、雑誌の提供期間内でも雑誌スポンサーを取消することができるものとする。

4 前項の規定により広告掲載の決定を取消したときは、鎌倉市図書館広告掲載取消決定通知書（第3

号様式)により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格等は別表のとおりとし、いずれも雑誌スポンサーが作成するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、申込みのあった月の翌月から翌年の3月31日までとする。ただし、申込みが1月から3月の場合は、雑誌の提供を含め、同年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(雑誌の配架位置)

第8条 雑誌の配架位置は、教育委員会が決定するものとする。

(雑誌の納入方法)

第9条 図書館に提供する雑誌は、雑誌スポンサーが指定する書店等が提供先図書館に納入するものとする。

2 前項の書店等は、雑誌の発売日の午前中に提供先図書館に納入可能な書店等とする。

(雑誌等の費用の負担)

第10条 雑誌及び雑誌カバーの購入費用は雑誌スポンサーが負担し、直接書店等に支払うものとする。

(雑誌の休刊等による変更)

第11条 提供を受けている雑誌が廃刊又は休刊となった場合は、教育委員会と雑誌スポンサーは協議の上、別の雑誌に広告を切替えるものとする。

(雑誌スポンサーの責任)

第12条 雑誌スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(提供雑誌の所有権)

第13条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、鎌倉市に帰属する。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項は、教育委員会と雑誌スポンサーとが協議して決定する。

附 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年3月12日から施行する。

別表

最新号表紙	表示内容	雑誌スポンサー名
	規格	大きさ 縦4cm、横13cm以内、地色は白、文字は黒
	貼付位置	バーコード位置すぐ上部の中央
最新号雑誌カバー	表示内容	雑誌スポンサー名及び広告
	規格	カバー片面以内、1枚のみ
	貼付位置	カバー裏面
雑誌架扉	表示内容	雑誌スポンサー名
	規格	大きさ 縦1.5cm、横18cm以内
	貼付位置	雑誌架扉及び雑誌名下